

※ 介護休業は2週間以上の期間にわたり「常時介護を必要とする状態」にある対象家族を介護するための休業。(法律、省令に規定)
 当該「常時介護を必要とする状態」については、以下を参照しつつ判断する。(局長通達に規定)

常時介護を必要とする状態に関する判断基準

「常時介護を必要とする状態」とは、以下の(1)、(2)のいずれかに該当する場合であること。

- (1) 介護保険制度の要介護2以上を受けていること。
 (2) ①～⑫のうち、2が2つ以上または3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

	1	2	3
①座位保持(10分間一人で座っていることができる)	自分で可	支えてもらえばできる	できない
②歩行(5m程度)	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③移乗(ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作)	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④水分・食事摂取(注3)	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
⑧外出すると戻れない	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑨物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある(注4)
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪薬の内服	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫日常の意思決定(注5)	できる	特別な場合を除いてできる(注6)	ほとんどできない

(注1) 「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。

(注2) 「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。

(注3) 「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。

(注4) ⑨3の状態(「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」)には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。

(注5) 「⑫日常の意思決定」とは毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。

(注6) 「特別な場合を除いてできる」とは慣れ親しんだ日常生活に関する事項(見たいテレビ番組やその日の献立等)に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等(ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等)には、指示や支援を必要とすることをいう。